

### 1．政策及び15年度重点施策等

<b>政 策</b>	新興市場国の金融当局への技術支援
<b>15年度 重点施策</b>	新興諸国の金融当局を対象とした研修事業等の実施

### 2．政策の目標等

<b>法定任務</b>	金融機能の安定
<b>基本目標</b>	金融システムの安定が確保されていること
<b>重点目標</b>	国際協力を通じて金融機能の安定が確保されていること等

### 3．政策の内容

開発途上国の持続的な経済発展にとって、健全かつ安定的な金融システムや円滑な金融・資本市場は必要不可欠な基盤です。また、アジア危機に見られたように、金融のグローバル化が進展する中で、一国で生じた金融危機が急速に諸外国に伝播し、国際金融システム全体の安定性に甚大な影響を及ぼしかねないため、開発途上国の金融システムの安定は国際金融システムの安定化に不可欠です。さらに、アジアの新興市場国との経済的繋がりは一層強まっており、我が国金融機関の地域内での活動を支援する観点から、新興市場国における金融システムを適切に整備し、健全な金融市場の発展を支援することが大切です。

そこで、我が国と緊密な経済関係を有するアジア、太平洋州の新興市場国の金融規制・監督当局に対する技術支援に積極的に取り組み、併せて、これらの国の金融規制・監督当局との連携強化を進めることは、中長期的に、我が国の金融システムの一層の安定化にも資するものといえます。

これらを踏まえ、我が国としてアジア、太平洋州の新興市場国を対象に金融規制・監督当局への技術支援に積極的に取組むことが重要であると考えています。

### 4．平成15事務年度における事務運営についての評価

平成15事務年度に実施した研修事業は、過去に行った各種調査結果に基づいて企画立案、実施したものであり、新興市場国のニーズに応えるものになっていると考えられます。例えば、アジア諸国の金融監督制度に関する調査結果は、その後のタイ・フィリピン・マレーシアを対象とした保険監督行政研修のカリキュラム策定に生かされました。

保険監督行政研修での研修終了後の参加者に対するアンケート調査によれば、当研修に対する評価が平均で90点と、高い評価を得ました。本研修では、調査結果を参考に講義や発表、議論を効果的に組み合わせ、問題解決の方向性や市場重視の保険監督行政のあり方についての理解の定着を図ったことで、大きな成果をあげることができたと考えられます。

このように15事務年度に行った施策は、新興市場国の金融当局に対する技術支援、更には我が国との連携強化に寄与したものと考えます。

## **5. 今後の課題**

金融機関の活動や金融取引の国際化が進展していく中で、新興市場国の金融システムの安定は、我が国を含めた国際金融システムの安定にとり、ますますその重要性を増すものと考えられます。また、経済連携協定交渉が始まるなど、アジアの新興市場国との経済的繋がりが一層強化されてゆくなかで、我が国金融機関のアジア地域内での活動を支援する観点から、各国に対し我が国の技術や経験を発信し、各国の健全かつ効率的な金融市場の発展を支援する必要があると考えられます。このような考え方に基づき、アジア、太平洋州の新興市場国の金融規制・監督当局への技術支援に引き続き積極的に取り組む必要があります。

また、近年のグローバル化の進展に伴い、アジア、太平洋州の新興市場国の金融市場の更なる発展が予想されますが、このような環境の変化に応じて、これらの国の金融当局がそれぞれの市場の発展段階に即した規制・監督を行っていくことを支援するため、研修や調査の内容を適切に適時見直していくことが重要です。このような観点から、当庁が実施する研修事業の参加者に対するアンケート調査や、新興市場国の金融システムの現状や課題を把握するための各種調査を実施するなどの取組みを引き続き行う必要があります。

以上を踏まえ、平成17年度においては、こうした支援のニーズの高まりを踏まえ、技術支援の内容の充実を図るべく予算・機構定員要求を行う必要がありますが、我が国の厳しい財政事情を踏まえ、今後の取組みにおいては、より一層効率的な技術支援を行うよう務める必要があります。

## **6. 当該政策に係る端的な結論**

政策の達成に向けて成果が上がっていますが、環境の変化（アジア、太平洋州の新興市場国の金融市場が更に発展していくことが予想されること、またアジア諸国との経済連携協定交渉が始まり、交渉対象国における我が国金融機関の業務運営の円滑化を図るための技術支援を行う重要性が高まること等）や取組みの有効性等を踏まえ、取組みの充実・改善や新たな施策の検討等を行う必要があります。